

半田市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が設置及び管理する防犯カメラの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の防止を目的として設置する撮影装置であつて、撮影した画像を表示し、及び記録する機能を有するものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラに記録されたものをいう。
- (3) 記録媒体 画像を記録した媒体をいう。

(管理責任者の設置)

第3条 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、当該防犯カメラ設置主管課等の長とする。
- 3 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置く。

(画像管理)

第4条 画像の保存期間は、撮影時から原則14日以内とし、当該期間経過後は、画像の上書き又は消去を行うものとする。ただし、第6条各号の規定に基づき画像及び記録媒体の提供をするときは、この限りでない。

- 2 画像の不必要な複製及び加工は行わないこととする。

(秘密の保持)

第5条 管理責任者及び操作取扱者（以下「管理責任者等」）は、画像から知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。管理責任者等でなくなった後も同様とする。

(画像及び記録媒体の提供の制限)

第6条 管理責任者は、記録された画像及び記録媒体を第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産の安全の確保その他公共の利益のため緊急の必要性が

ある場合

- (3) 法律に基づき、国又は地方公共団体が設置した捜査機関から犯罪・事故の捜査のため提供を求められたことに対して協力する必要がある場合

2 管理責任者は、記録された画像又は記録媒体を提供したときは、次の各号に掲げる事項を記録及び保存しておかなければならない。

- (1) 提供年月日及び時間
- (2) 提供先の名称、所在地、代表者及び責任者
- (3) 提供した画像又は記録媒体の内容
- (4) 提供の目的及び理由
- (5) 提供した画像又は記録媒体の返却年月日及び時間

(設置等方針)

第7条 設置検討基準などに係る方針は、別紙に定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別紙

設置検討基準などに係る方針

■ 目的

この方針は、「半田市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」に基づき、本市が管理する防犯カメラの設置及び運用に関する基本的な方針を定めることにより、適正な管理を行うとともに、公共施設等における利用者の安全確保、犯罪の未然防止に努めることを目的として、策定します。

そのため、防犯カメラの設置・運用には、「半田市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」に定められた事項を遵守するとともに、以下の事項についても遵守に努めることとします。

■ 設置に際して

1. 防犯カメラを設置していることの表示

防犯カメラを設置するときは、通行人や施設の利用者が見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び、管理担当部署の名称や連絡先を分かりやすく表示すること。このことは、犯罪を抑止する効果を高めることにも繋がります。

2. 街頭防犯カメラの設置に際する周辺地域への周知

街頭を撮影する防犯カメラの設置にあたっては、プライバシー保護の観点から、地域住民へ事前周知を行い、地域住民とのトラブル防止に努めること。

■ 設置場所の設定

防犯の観点から、見守りの目が届きにくく、かつ、以下の事項に当てはまる場所を防犯カメラの設置推奨場所とし、管理責任者は設置を検討することとします。

1. 不特定の者が出入り可能な公共空間において、児童が集まる場所
2. 不特定の者が出入り可能な公共空間又は施設において、過去に窃盗などの刑法犯が発生した場所、あるいは、発生リスクが見込まれる場所
3. 不特定の者が出入り可能な施設において、施設の出入口となる場所
4. 不特定の者が出入り可能な施設において、敷地内や施設内で人目が届かず死角となる場所
5. 不特定の者が出入り可能な施設において、金銭や貴重品を管理する場所

■ 撮影範囲の設定

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによっては個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、どこにでも防犯カメラを設置してよいというものではありません。

そのため、撮影範囲は目的に応じた必要最小限の範囲とし、撮影範囲内に私的な空間や不必要な画像が撮影されないよう撮影範囲を設定し、設置場所や設置方向を定めること。

■ 設置後の安全な管理運用について

画像等のデジタル化や記録媒体の小型化、大容量化が進む中で、撮影された画像等の複写や持ち出しが容易になっていることから、安全管理対策が重要となります。そのため、撮影された画像等データの取り扱いには、次の事項に留意し、安全管理に努めることとします。

1. モニターや録画装置、録画媒体がある場所は、許可した者以外の立ち入り制限や施錠設備を施すなど施設の状況に応じた情報漏えい防止措置を講じること。
また、記録媒体一体型の防犯カメラについては、施錠可能なケースで保護するなど、管理者以外の者が外部へ持ち出しできないよう対策を講じること。
2. ビデオテープやDVD等の記録媒体は施錠のできるスペース等に保管し、不必要な外部への持ち出しや転送は行わないこと。

■ 苦情等への対応

管理責任者は、防犯カメラの設置・管理に関する苦情や問い合わせに対して、誠実かつ迅速に対応すること。

■ 保守点検

管理責任者は、防犯カメラが適正に作動するよう、計画的な点検計画を策定し、定期的な保守点検を行うこととします。

点検時期の目安として、防犯カメラの耐用年数は一般的に5年～8年と言われていますが、防犯カメラには様々な利用方法や利用環境、機種があることから、一概に点検時期を設定することはできません。そのため、以下の事項を目安に定期的な点検を行うこととします。

1. メーカー側が推奨する耐用期間を基準として、計画的な保守点検を行うこと。
2. メーカー側が推奨する耐用期間を設けていない場合、防犯カメラの設置から3年を目安として、職員による年1回の動作確認を実施し、必要に応じて専門業者による詳細な点検を行うこと。

■ 業務の委託

防犯カメラの管理業務を委託する場合は、受託者にも管理責任者と同様に、本運用方針に則って適正な設置及び運用に努めさせること。